

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱

地方財政法附則第33条の9及び地方交付税法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく年利5%以上の旧資金運用部資金若しくは旧簡易生命保険資金（平成4年5月31日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられたものに限る。）又は公営企業金融公庫資金（平成5年8月31日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられたものに限る。）の繰上償還（公営企業金融公庫資金の公営企業借換債を含む。以下「繰上償還」という。）については、別途定める財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものと認められる場合において、下記の条件を充たすものを対象とするものとする。

ただし、旧資金運用部資金又は旧簡易生命保険資金については、財政力指数が1.0以上の団体は対象としない。

記

1 普通会計債

普通会計（地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものを含む。）に属する地方債をいう（地方債計画上の起債区分では公営企業債として発行されたもので、公営企業に対する出資債（公営企業類似の第三セクターへの出資債を含む。）、事業の廃止等に伴って一般会計で引き継いだものを含む。）。

(1) 年利5%以上の残債

- ① 実質公債費比率が18%以上の団体
- ② 合併新法に基づく合併予定市町村(合併に関する総務大臣告示済の団体に限る。以下同じ。)及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村で、実質公債費比率が15%以上の団体

(2) 年利6%以上の残債

- ① 実質公債費比率が15%以上の団体
- ② 合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村で、経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数0.5以下、又は経常収支比率80%以上でかつ財政力指数0.55以下の団体（過去5年間のうちの単年度の数値はこれらの要件に該当していたが、財政健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらの要件に該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。）

(3) 年利7%以上の残債

- ① 合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村で、経常収支比率が75%以上又は財政力指数0.6以下の団体（過去5年間のうちの単年度の数値はこれらの要件に該当していたが、財政健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらの要件に該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。）
- ② 実質公債費比率は15%未満であるが、経常収支比率85%以上若しくは財政力指数0.5以下、又は経常収支比率80%以上でかつ財政力指数0.55以下の団体（過去5年間のうちの単年度の数値はこれらの要件に該当していたが、財政健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらの要件に該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。）

体を含む。)

2 公営企業債

公営企業債とは、上水道事業（地方財政法施行令第37条の簡易水道事業を含む。以下同じ。）、工業用水道事業、都市高速鉄道事業（地方公営企業法第2条に定める軌道事業及び鉄道事業をいう。）、下水道事業又は病院事業に係る特別会計（以下「公営企業会計」という。）に属する地方債をいう。

(1) 年利5%以上の残債

- ① 資本費が、別表の基準2の値以上の公営企業会計の公営企業債
- ② 合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村の公営企業で、資本費が別表の基準1の値以上の公営企業会計の公営企業債

(2) 年利6%以上の残債

- ① 資本費が別表の基準1の値以上となる公営企業会計の公営企業債
- ② 合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村の公営企業会計で、資本費は別表の基準1の値未満であるが、以下のいずれかの要件に該当する公営企業会計の公営企業債
 - ・実質公債費比率が15%以上、経常収支比率が85%以上又は財政力指数が0.5以下の団体の公営企業（過去5年間のうちの単年度の数値はこれらの要件に該当していたが、公営企業経営健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらの要件に該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。）
 - ・特定環境保全公共下水道（環境基準により経営が圧迫されていると認められる公営企業）
 - ・災害や人口減少等やむを得ない事情により経営が圧迫されていると認められる公営企業（今後、経営が圧迫されることが見込まれる企業を含む。）

(3) 年利7%以上の残債

- ① 合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村の公営企業で、(2)②に該当しないが、経常収支比率が75%以上又は財政力指数が0.6以下である公営企業会計の公営企業債（過去5年間のうちの単年度の数値はこれらの要件に該当していたが、公営企業経営健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらの要件に該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。）
- ② 資本費は別表の基準1の値未満であるが、以下のいずれかの要件に該当する公営企業会計の公営企業債
 - ・実質公債費比率が15%以上、経常収支比率が85%以上又は財政力指数が0.5以下の団体の公営企業（過去5年間のうちの単年度の数値はこれらの要件に該当していたが、公営企業経営健全化計画と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらの要件に該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体を含む。）
 - ・特定環境保全公共下水道（環境基準により経営が圧迫されていると認められる公営企業）
 - ・災害や人口減少等やむを得ない事情により経営が圧迫されていると認められる公営企業（今後、経営が圧迫されることが見込まれる企業を含む。）
 - ・公営企業金融公庫にあっては平成18年度までの借換債臨時特例措置分の対象となるもの

3 各数値の基準年度

財政力指数	平成18年度
実質公債費比率	平成18年度又は平成19年度
経常収支比率	平成17年度又は平成18年度
資本費	平成17年度又は平成18年度

なお、一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）に係る実質公債費比率、経常収支比率、財政力指数については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものをを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を用いるものとする。）。

また、一部事務組合等に係る資本費については、通常の公営企業債における取扱いと同様に扱うこととする。

4 繰上償還時期

(1) 旧資金運用部資金

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利7%以上のものについては平成20年3月の定期償還日、年利6%以上7%未満のものについては平成21年3月の定期償還日、年利5%以上6%未満のものについては、平成22年3月の定期償還日とする。

(2) 旧簡易生命保険資金

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利7%以上のものについては平成20年9月の定期償還日、年利5%以上年利7%未満のものについては、平成22年3月の定期償還日とする。

(3) 公営企業金融公庫資金

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利7%以上のものについては平成20年3月の定期償還日、年利5%以上7%未満のものについては、平成20年3月の定期償還日又は平成20年9月の定期償還日で、別に定める。

5 繰上償還の特例

(1) 1及び2の繰上償還の総額が、旧資金運用部資金にあつては3兆3,000億円程度、旧簡易生命保険資金にあつては5,000億円程度、公営企業金融公庫資金にあつては1兆2,000億円程度を超える時は各団体ごとの繰上償還の対象となる地方債の額を調整して減額することがあるものとする。

(2) 平成20年度以降の繰上償還については、提出された財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画の実施状況をチェックした上で、その状況が不当に実施されていないと認められる時は繰上償還を中止、延期又は繰上償還額を調整、減額することがあるものとする。

別表 公営企業の資本費（元利償還金比率）の水準

		資本費（元利償還金比率）	基準 1	基準 2
上水道	用水供給	供給水量当たりの利息＋減価償却費等	59円	71円
	末端給水		88円	106円
	簡易水道	供給水量当たりの元利償還金	140円	168円
工業用水道		供給可能水量当たりの利息＋減価償却費	9.4円	11.2円
下水道	公 共	有収水量当たりの汚水分元利償還金	132円	158円
	流 域	処理水量当たりの元利償還金	19円	22円
都市高速鉄道		(利息＋減価償却費)／料金収入等	67.2%	80.6%
病 院		(利息＋減価償却費)／料金収入等	10.9%	13.1%